

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	特定施設の騒音の防止の方法等の改善命令	
根 拠 法 令	騒音規制法	
根 拠 条 項	第12条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5213 )	
処 分 基 準	<p>1 処分の要件 法第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は法第12条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき。</p> <p>2 処分の内容 法第9条の規定による勧告を受けた者又は法第12条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p>	
	参 考 事 項	法第9条、第12条第1項 (罰則) 法第29条
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)